

事業に係わる対象経費について

○報酬費

- ・事業実施に必要な非常勤職員の人件費
- ※団体構成員（職員）に対する報酬は対象とならない。

○賃金

- ・一時的に雇用したパート及びアルバイト等の賃金
- ※団体構成員（職員）に対する賃金は対象とならない。

○報償費

- ・講師等の謝金（研修会や検討会の講師等）
- ・原稿等を依頼した場合の謝金
- ※団体構成員（職員）に対する報償費は対象とならない。

○社会保険料等

- ・賃金、報酬に係わる社会保険の保険料

○旅費

- ・事業を実施する際の交通費、宿泊費（会議、対面相談、研修会等の開催に伴う交通費）
- ・研修会、講習会等の開催に伴う講師等の旅費

○需用費

- ・消耗品費：事業実施に必要な消耗品の購入（事務用品、封筒等）
- ・燃料費（ガソリン代等）
- ・印刷製本費
- ・会議費（資料代、会議事の飲料品代等）
- ・研修会等のポスター、ちらし
- ・報告書（活動記録などをまとめた成果物等）
- ・研修会等の講師等の飲料代
- ※団体が定期的に発行している会報は対象とならない。

○役務費

- ・郵便料、運搬料、電信電話料、イベント開催時等の保険料、広告料（事業に関する新聞、雑誌等への広告、事業に関するホームページの更新も含む）等、
- ※事業以外の団体の活動の宣伝に係わる費用は対象とならない。

○使用料、賃借料

- ・会場使用料（会場の備品や冷暖房費も含む）
- ・車輛等の借り上げ、駐車料等
- ※団体の活動事務を行う事務所の賃料は対象とはならない

○備品購入費

- ・机、椅子など事業の実施に必要な不可欠な物品購入に要する経費（1件の取得価格は5万円以上）

○工事請負費

- ・電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うもの
- ・若年層対策事業に係る電話相談事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うもの